

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年12月7日（水）15時00分～15時50分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について

報告事項 第2号 農用地利用配分計画の認可について

報告事項 第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第4号 農地法施行規則第29条第1号による農地転用の届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 良市

副主幹・農地係長 山口 徳康

主任主事 杉田 岳彦

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和4年第12回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 杉田委員、4番 川名委員 にお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は举手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1から3ページ、整理番号1から11について審議します。
それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 川名 順朝免 773番、外2筆、登記地目、田、現況地目、畝で合計 7785 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内川名にお住いの 82 歳の方、譲受人は東京都杉並区にお住いですが、市内那古にも住居をお持ちの 62 歳の方です。

事由としては、譲渡人は譲受人の要望に応じるため譲り渡します。

譲受人はこの既にこの農地を借りてブドウを栽培していますが、生産の目途が立ったので購入したいとのことです。

整理番号2 所在地は 正木 三貫目 1416 番、登記地目、現況地目、共に田で 1955 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内正木にお住いの 77 歳の方、譲受人は市内出野尾にお住いの 71 歳の方です。

事由としては、譲渡人は経営規模を縮小ため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 3 所在地は 正木 三貫目 1417 番、登記地目、現況地目、共に田で 1045 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内正木にお住いの 71 歳の方、譲受人は整理番号 2 と同じ市内出野尾にお住いの 71 歳の方です。

事由としては、譲渡人は後継者がおらず耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 4 所在地は 上真倉 羽鳥 1830 番 3、登記地目、田、現況地目、畠で 242 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内上真倉にお住いの 72 歳の方、譲受人は南房総市にお住いの 61 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け季節野菜を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 5 所在地は 大神宮 根本 344 番、登記地目、現況地目、共に田で 244 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内大神宮にお住いの 75 歳の方、譲受人は東京都世田谷区にお住いですが、大神宮に実家があり行き来をしている 72 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻や野菜を栽培し、農業経営をしたいとのことです。

整理番号 6 所在地は 古茂口 小谷 416 番、外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畠で合計 2012 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内古茂口にお住いの 73 歳の方、譲受人は埼玉県上尾市にお住いですが、古茂口に住宅を所有しており行き来している 71 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け空豆などの野菜を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

資料 2 ページ、整理番号 7 所在地は 国分 広町 582 番、登記地目、現況地目、共に田で 1132 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内国分にお住いの 64 歳の方、譲受人は市内北条にお

住いの 71 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け菜花を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 8 所在地は 国分 広町 585 番、外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 6246 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内国分にお住いの 79 歳の方、譲受人は整理番号 7 と同じ市内北条にお住いの 71 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け菜花を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです

整理番号 9 所在地は 国分 広町 581 番、外 2 筆、登記地目、田、現況地目、畑が 1557 m²、登記地目、現況地目共に畑が 1984 m²、合計 3541 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 69 歳の方、譲受人は市内北条にお住いの 71 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け菜花を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです

整理番号 10 所在地は 広瀬 古宿^{ふるやど} 1639 番 1、外 3 筆、登記地目、田、現況地目、共に田で合計 12545 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内広瀬にお住いの 93 歳の方、譲受人は市内広瀬にお住いの 67 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で体調が悪く耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻や菜花を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです

資料 3 ページ、整理番号 11 所在地は 竹原 御靈 3095 番、外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 4853 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市原市にお住いの 73 歳の方、譲受人は市内竹原にお住いの 68 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模を拡大し

たいとのことです

全ての案件について、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません。

なお、整理番号5については、議案第4号、整理番号6にある貸し借りと併せてクリアします。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の4ページ 整理番号1について説明します。

所在地は 正木 干潟 1203番7、登記地目、現況地目、共に畠で428m²の案件です。

申請人は市内正木にお住いの72歳の方です。

転用の事由及び施設は、申請人は隣接地で事務用品販売会社を営んでいるが、倉庫が手狭になってきたので、新たに倉庫及び駐車場7台を建築して事業を拡大したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められ

ますので、第2種農地と判断されます。

農地法第4条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第4条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第4条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年1月10日に着工し、令和5年7月30日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、倉庫及び駐車場を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の5ページ、整理番号1から5について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の 5 ページ 整理番号 1 について説明します。

所在地は 八幡 南鳥居脇 651 番 10 外 1 筆、登記地目、田、現況地目、共に畠で合計 231 m² の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内北条の法人です。

転用の事由及び施設は、譲受人は隣地の宅地 154 m² と併せて、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズに対応する用地として提供したい。また、都会からのリタイア層の移住者用宅地としても提供したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日に着工し、令和 5 年 2 月 28 日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

整理番号 2 所在地は 宮城 寺下 1202 番 7 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畠で合計 368 m² の売買による所有権移転の案件です。

申請人は木更津市にお住いの 54 歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲受人は、現在、高校生の子の関係で木更津市に住んでいるが、来年、卒業と共に、宮城の自宅に居住する予定であり、夫と共に自動車の運転が趣味で、複数台自動車を保有しており、自宅にスペースがないので、申請地に確保したい。現在は、少し離れた経営する会社の駐車場や近隣の駐車場を使用していますが、近くに停めたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地はこの農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年 1 月 10 日に着工し、令和 5 年 3 月 30 日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

整理番号 3 所在地は 塩見 東浜 254 番、登記地目、現況地目、共に畠で 380 m² の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内塩見の法人です。

転用の事由及び施設は、譲受人は、近くで宿泊施設を経営しているが、既存の駐車場では不足となることが、頻繁に発生しているため、駐車場を確保したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供

する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年1月30日に着工し、令和5年3月25日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

整理番号4と5は一体での利用ですので、一括して説明します。所在地は大神宮大坪197番外1筆、登記地目、現況地目、共に田が188m²、登記地目、現況地目、共に畠が297m²、合計485m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都杉並区にお住いの54歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲受人は館山にサーフィンによく来るの宿泊のための別荘とともに、都内で認可保育所及び学童クラブを経営しており、学童クラブの子供達の自然体験活動の拠点したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年1月15日に着工し、令和5年7月15日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

また、全ての案件において、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、宅地分譲1区画を建設するための申請になります。

6番委員、ご意見等ございますか。

6番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長	整理番号2については、駐車場4台を建設するための申請になります。
9番委員	9番委員、ご意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
2番委員	整理番号3については、駐車場11台を建設するための申請になります。
議長	2番委員、ご意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
8番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思いますが、申請地内に農業用の水路があると思うが、その扱いはどうなっていますか。
主任主事	申請書より水路についてはそのままにしておくとのことを確認しています。
議長	8番委員、よろしいですか。
8番委員	承知いたしました。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長 その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号 1 から 5 について一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求める。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議案第 4 号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の 6 ページから 7 ページ、整理番号 1 から 11 について審議します。

そのうち、整理番号 10 の案件は、3 番委員に関する案件です。農業委員会法第 31 条の規定による、議事参与の制限にあたりますので、審議開始から終了までは、3 番委員には退席をお願いします。

3 番委員退席により、暫時休憩といたします。

(3 番委員 退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。整理番号 10 について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

副主幹 それでは、私の方から説明いたします。

整理番号 10 所在地は、亀ヶ原長生田 130 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,864 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 60 kg、10a 当たり 32 kg です。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方、借受人も亀ヶ原の方です。設定の期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。質問、意見等ございますか？

質問、意見等ないようですので、お諮りいたします。
事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求める。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

「承認」とする者全員と認め、「承認」として、決定いたします。

3番委員の入室により、暫時、休憩とします。

(3番委員 着席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

残りの案件について審議します。事務局より説明をお願いします。

副主幹 それでは、引き続き私の方から説明いたします。

整理番号1 所在地は、水岡 鎮守 1329番 地目は田で、面積2,360m²、賃貸借権の設定で、賃料は11,800円、10a当たり5,000円です。貸付者は水岡にお住まいの方、借受者も水岡の方です。設定の期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、水岡 鎮守 1331番 地目は田で、面積1,205m²、賃貸借権の設定で、賃料は6,025円、10a当たり5,000円です。貸付者は水岡にお住まいの方、借受者も水岡の方です。設定の期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、水岡 山田 1342番 地目は田で、面積794m²、賃貸借権の設定で、賃料は3,970円、10a当たり5,000円です。貸付者は安東にお住まいの方、借受者は水岡の方です。設定の期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、水岡 山田 1343番 地目は田で、面積2,276m²、賃貸借権の設定で、賃料は11,380円、10a当たり5,000円です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は水岡の方です。設定の期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、腰越 崩 344番 地目は畠で、面積793m²、使用貸借権の設定です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 6 所在地は、大神宮 川坂 639 番 1 地目は畠で、面積 1,061 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は大神宮にお住まいの方、借受者は東京都世田谷区の方です。設定の期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 2 年間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、南条 横枕 619 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,048 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は南条にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、腰越 東 918 番 1 地目は田で、面積 3,000 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 180 kg 相当額です。貸付者は上野原にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までの 4 年 10 ヶ月で、再設定です。

整理番号 9 所在地は、佐野 向 1940 番 地目は畠で、面積 1,166 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 10,292 円です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者は佐野の法人です。設定の期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 11 所在地は、長須賀 南八島 508 番 地目は田で、面積 2,823 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 120 kg、10a 当たり 43 kg です。貸付者は上野原にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 8 年間で、再設定です。

以上 10 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件について、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

「承認」とする者全員と認め、「承認」として、決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の8ページ、整理番号1から3について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

農用地利用配分計画の利用権解除につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が所有者から借り受け、受け手と転貸借権の設定を行った農地について、その転貸借契約を解除したものです。当該農地については、2年間は千葉県園芸協会が維持管理をしていくこととなります。その間に、新たな耕作者を探しますが、見つからない場合には、所有者に返還となります。

なお、整理番号1については、資料の1ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1と同じ案件となります。記載されている地目については、貸借権設定当時の地目であることをあらかじめ申し添えます。

整理番号1 所在地は、川名 頼朝免 773番 外2筆 地目は田・その他・畑で、合計面積7,785m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「当該農地を貸借ではなく、購入することとしたため」とのことです。

整理番号2 所在地は、正木 西郷 163番3外1筆 地目は田で、合計面積1,241m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「貸借から売買に切り替えるため」とのことです。

整理番号3 所在地は、正木 西郷 304番 地目は田で、面積2,970m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は「貸借から売買に切り替えるため」とのことです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の9ページ、整理番号1から6について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

引き続き、私の方から説明します。

まず、利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、令和4年7月及び8月の総会で、公益社団法人 千葉県園芸協会が所有者と貸借権の設定を行った農地について、受け手に転貸したものです。

それでは順に説明します。

整理番号1 所在地は、湊 作ノ田 550番 地目は田で、面積1,101m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が千葉市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は5,505円、10a当たり5,000円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和4年11月9日から令和14年7月31日までの約9年9ヶ月です。

整理番号2 所在地は、大戸 横枕 292番 外4筆 地目は田で、合計面積3,316m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が山荻にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米1.5俵、10a当たり27kgです。借受者は作名の方です。期間は、認可公告日の令和4年11月9日から令和9年7月31日までの約4年9ヶ月です。

整理番号3 所在地は、大井 大井根 1188番 外2筆 地目は田で、合計面積697m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が大井にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和4年11月9日から令和9年8月31日までの約4年10ヶ月です。

整理番号4 所在地は、国分 広町 578番 地目は畠で、面積711m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が神奈川県横浜市にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は高井の方です。期間は、認可公告日の令和4年11月9日から令和9年8月31日までの約4年10ヶ月です。

整理番号5 所在地は、安布里 和田 242番 外1筆 地目は田で、合計面積6,180m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が安布里にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ1等米3俵、10a当たり29kgです。借受者は安布里の方です。期間は、認可公告日の令和4年11月9日から令和9年8月31日までの約4年10ヶ月です。

整理番号6 所在地は、安布里 増野谷 755番 地目は田で、面積1,959m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が大網にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ1等米1俵、10a当たり31kgです。借受者は安布里の方です。期間は、認可公告日の

令和4年11月9日から令和9年8月31日までの約4年10ヶ月です。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第3号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の10ページから11ページ、整理番号1から7について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

引き続き、私から説明します。

はじめに、整理番号1については、資料の1ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1、及び、資料の8ページ、報告第1号「農用地利用配分計画の利用権解除について」の整理番号1と同じ案件となります。記載されている地目については、貸借権設定当時の地目であることをあらかじめ申し添えます。

整理番号1 所在地は、川名 頼朝免 773番外2筆 地目は田・その他・畑で、合計面積 7,785 m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「耕作者からの申し出により、当該農地を貸借ではなく、売却することとしたため」とのことです。

続きまして、整理番号2及び3については、資料の8ページ、報告第1号「農用地利用配分計画の利用権解除について」の整理番号2及び3と同じ案件となります。

整理番号2 所在地は、正木 西郷 163番3外1筆 地目は田で、合計面積 1,241 m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「貸借から売買に切り替えるため」とのことです。

整理番号3 所在地は、正木 西郷 304番 地目は田で、面積 2,970 m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「貸借から売買に切り替えるため」とのことです。

続きまして、整理番号4・5・6については、資料の2ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号7・

8・9と同じ案件となります。

整理番号4 所在地は、国分 広町 582 番 地目は田で、面積 1,132 m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「借受者が所有者から贈与を受けるため」とのことです。

整理番号5 所在地は、国分 広町 585 番 地目は田で、面積 3,924 m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「借受者が所有者から贈与を受けるため」とのことです。

整理番号6 所在地は、広瀬 埋田 1725 番 4 外 2 筆 地目は畠・田で、合計面積 3541 m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「借受者が所有者から贈与を受けるため」とのことです。

整理番号7 所在地は、広瀬 古宿 1639 番 1 外 3 筆 地目は田で、合計面積 12,545 m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「貸借から売買に切り替えるため」とのことです。

説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

つづきまして、「報告事項第4号 農地法施行規則第29条第1号による農地転用の届出について」を報告します。

資料の12ページ、整理番号1から2について、事務局より説明をお願いします。

主任主事 農地法施行規則第29条第1号による農地転用の届出とは、本来、農地を農地以外に使用する場合は、農地法第4条又は第5条の許可、いわゆる転用許可が必要ですが、2アール未満の農業用施設を自己所有農地に設置する場合は、例外として届出でよいこととなっています。

整理番号1 所在地は 正木 熊ノ田 1535 番、登記地目、現況地目、共に畠で申出面積は 220 m²の内 154.49 m²です。

届出者は市内正木にお住まいの方です。

申出理由は、申出地内に 農業用倉庫 鉄骨 30.25 m²、農機具用車庫 アルミニウム製 11.2 m²を建設することです。

整理番号 2 所在地は 大神宮 根本 389 番 1、登記地目、田、現況地目、畠で申出面積は 284 m²の内 30 m²です。

届出者は市内大神宮にお住いの方です。

申出理由は、申出地内に農業用機械置場を設置するため、埋め立てすることです。

説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第 4 号の報告を終わります。

以上で、第 12 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 50 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 伊 田 安 保

館山市農業委員会委員 木 田 恒 雄

館山市農業委員会委員 川 田 浩 江

